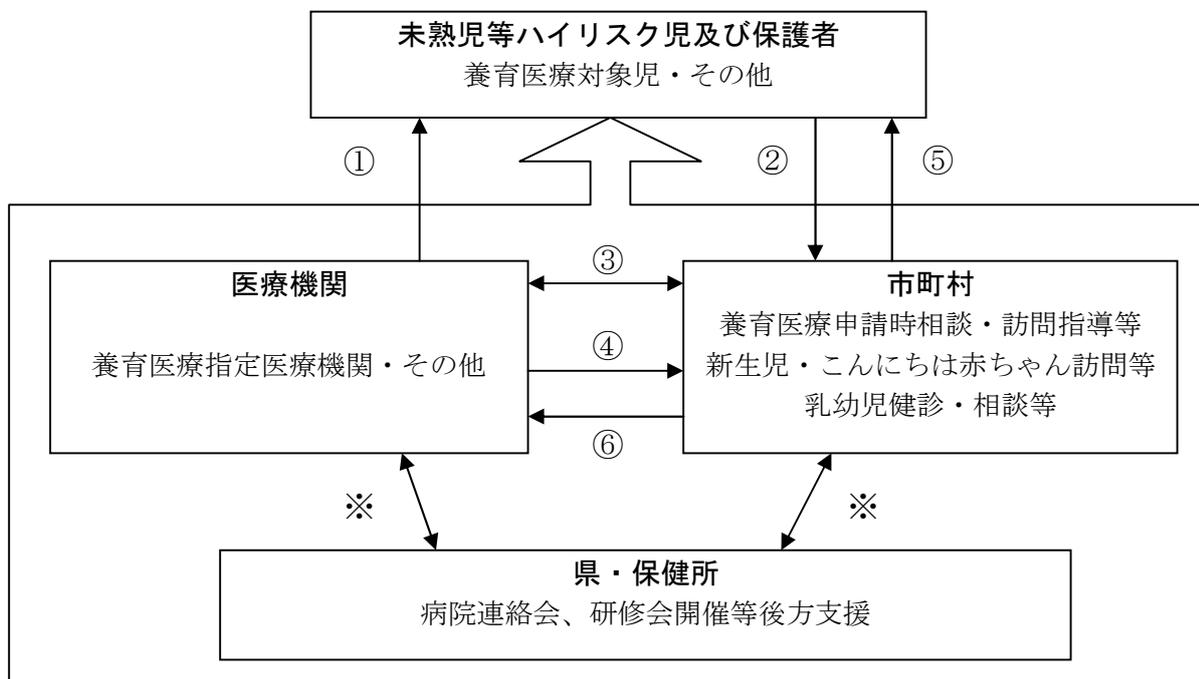


未熟児等ハイリスク児及び保護者についての 医療機関・保健所・市町村の連携フロー図

(平成 25 年 4 月～)



【養育医療】

- ① 医療機関は養育医療対象児に対して、養育医療申請についての説明を行い、意見書を交付する。
- ② 市町村は、養育医療対象児の保護者が養育医療を申請するときにあわせて、面接相談を実施する。
- ③ 市町村は、保護者からの相談等で必要と判断した場合は、対象児の退院前に病院への訪問を行う。
医療機関は、必要に応じて市町村に対して、対象児の退院前に病院訪問を行うよう依頼する。

【未熟児訪問】

- ④ 医療機関は、未熟児またはハイリスク児で地域において訪問指導を必要とする場合に、未熟児等診療情報提供票を作成し、住所地の市町村に送付する。里帰り等で県外の住所地の場合についても同様に、未熟児等診療情報提供票を住所地の市町村に送付する。
市町村は、必要により保健所と連携の上、訪問指導方針を決定する。
里帰り等で他の市町村へ退院する場合は、住所地の市町村が退院先の市町村と協議して訪問指導を実施する。
- ⑤ 市町村は、対象児が退院後に訪問指導を行う。必要に応じて保健所と同行訪問を行う。
- ⑥ 市町村は、訪問指導後未熟児等訪問結果連絡票を作成し、医療機関へ送付する。

※ 保健所は、医療機関との連絡会を設ける等、連携に努める。連絡会には市町村・医療機関・保健所などの関係者が参加し、支援方針の検討等を行うものとする。